福島第一原子力発電所の救急医療体制 ～傷病者発生時の対応の流れ

資料2−2

福島第一

救急医療室（入退域管理施設内）

傷病者発生

常駐スタッフ：主に救急科専門医　1名
(24時間体制)　救急救命士　1名
看護師　1名
事務員　1名

・傷病者の被ばく・汚染状態確認後、診察（必要に応じ除染実施）
・医師は所外病院への搬送要否を判断
・搬送先・搬送手段の調整
↓
所外医療機関への搬送

協力体制

福島OFC

・1Fにて多数傷病者等が発生し、医療室での搬送先・搬送手段の調整が困難な場合、それをOFCが対応

東電所有の救急車

郡山海岸or福島第二（ヘリへ引き渡し）

・傷病者状態、被ばく線量、汚染状況等をヘリ医師へ伝達
・傷病者スクリーニング検査証明書を医師に手渡す

重篤患者の場合医師も同行

東電所有の救急車

重篤患者の場合、医師・放射線管理員が同行し医療機関へ直行の選択もある

富岡消防署等（公設消防へ引き渡し）

・放射線管理員は医療機関まで同行
・傷病者スクリーニング検査証明書を発行

公設救急車

医療機関

・傷病者を医療機関へ引き渡す
・放射線管理員が同行する際は、被ばく線量、汚染状況等を伝達